

近海を操業区域とする中規模漁船に関する資格制度のあり方に関する検討会

1. 検討会の概要

平成 30 年 6 月 15 日に閣議決定された規制改革実施計画の水産分野において、生産性の向上に資する漁業許可制度等の見直しとして、「近海（100 海里以内）を操業する中規模（総トン数 20 トン以上長さ 24 メートル未満）の漁船の機関に関する業務の内容について、国土交通省と水産庁が協力して実態を調査し、その結果及び今後の技術の進展に係る調査の結果を踏まえて、安全運航の確保を前提に、必要とされる海技資格の在り方について検討する。」こととされた。

これを受け、労・使・官・学の漁業関係者からなる「近海を操業区域とする中規模漁船に関する資格制度のあり方に関する検討会」を立ち上げ、100 海里以内を操業区域とする総トン数 20 トン以上長さ 24 メートル未満の漁船について、海技士の業務実態、漁業種毎の操業実態、船舶の構造及び設備の現状を確認し、更に今後の船舶機器の技術の進展に伴う機関業務について調査を実施し、資格制度の在り方として、どのような対応が図れるか検討を行うもの。

2. 構成メンバー

- ・ 学識経験者
- ・ 水産関係事業者（大日本水産会、全国漁業協同組合連合会等）
- ・ 全日本海員組合
- ・ 技術者（エンジンメーカー、造船所）
- ・ 国土交通省海事局、農林水産省水産庁

3. スケジュール

2018 年 10 月 第 1 回 検討会

- ・ 今後の進め方等

2019 年 1 月 第 2 回検討会

- ・ 実態調査の実施要領案（水産庁から業界へ調査協力要請）

3 月 第 3 回検討会

- ・ 実態調査の実施内容確定

（ 2019 年 4 月 ～ 2020 年 3 月 実態調査の実施 ）

2020 年 5 月 第 4 回検討会

- ・ 実態調査の結果報告と評価

2020 年夏頃～ 第 5 回検討会～（今後の船用機器の技術の進展に応じて開催）